国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての認証の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定により、国土調査以外の測量及び調査の結果作成された次の地図及び簿冊を、同条第二項によって認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして平成二十四年二月三日付けをもって指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第十一条の規定により公告する。

平成二十四年二月二十日

国土交通大臣　前田　武志

行った測量及び調査の名称を	地図及び簿冊の名称
神戸市	神戸国際港都建設計画工事区域の街区測量及び地籍調査成果図（神戸市須磨区大手町一丁目地内、神戸市須磨区大手町一丁目地内、神戸市須磨区大手町一丁目地内、